

計 画 書

阪神間都市計画生産緑地地区の変更（三田市決定）

- 1 都市計画三田－6生産緑地地区他3地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
三田－6 生産緑地地区	約 0.09ha	一部廃止
三田－29 生産緑地地区	約 0.30ha	一部廃止
三田－33 生産緑地地区	約 0.18ha	一部廃止
広野－6 生産緑地地区	約 0.11ha	一部廃止

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

- 2 都市計画三田－26生産緑地地区を廃止する。

名 称	備 考
三田－26 生産緑地地区	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別紙理由書のとおり。

理 由 書

生産緑地地区は、平成3年の生産緑地法改正によって、市街化区域内農地等の農業生産活動に裏付けされた緑地機能に着目し、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境を形成するために都市計画決定されたものである。

三田－6生産緑地地区他4地区は、平成4年10月に前段の主旨から都市計画決定されたものであるが、三田－6、26、29、33生産緑地地区は主たる従事者の死亡及び故障により、当該地区の一部及び全部において生産緑地法第14条に基づく行為制限の解除がなされたことから、また、広野－6生産緑地地区は公共施設の整備に伴い、本案のとおり区域を変更するものである。